

三木市使用料・手数料の見直し方針

令和 4 年 9 月
三 木 市

はじめに

本市においては、公共施設の使用料や諸証明の発行などの手数料について、これまで統一的な基準がなく、また、定期的に見直しを行う仕組みが構築されていないことから、一部を除き、物価変動や消費税率の改定など社会経済情勢が変化する中においても、長年の間、据え置いてきました。

そこで、このたび、公共施設の運営管理や諸証明の発行などの行政サービス（以下「行政サービス」という。）のコストを把握し、行政サービスに応じた受益者負担の適正化を図ることにより、行政サービスを利用する人と利用しない人との負担の公平性を確保すること及び利用者負担の適正化を図ることを目的とし、使用料・手数料の見直しの統一的な考え方となる「三木市使用料・手数料の見直し方針」（以下「本方針」という。）を策定します。

I 使用料・手数料の見直し基本方針

1 基本方針

(1) 受益者負担の原則

行政サービスを利用する人と利用しない人との「負担の公平性」を考慮し、利用者(受益者)に応分の負担を求める受益者負担の考え方を原則とします。

(2) 受益者負担割合の設定

行政サービスの目的や性質に応じ、利用者負担及び公費負担の割合を設定します。

(3) 算定根拠の明確化

市民に分かりやすく説明できるよう、行政サービスの提供に要する経費（原価）を明らかにし、原価に基づく料金の算定（原価計算方式）を原則とします。

(4) 受益者負担の激変緩和

定期的な見直しにより受益者の負担が急激に増える場合は、改定上限率を設定するなどの激変緩和措置を設けます。

(5) 消費税等の適正反映

消費税率の引上げ等により使用料・手数料算定の原価に影響が生じる場合は、これを適正に反映します。

(6) 効率的・効果的な行政サービスの提供

業務内容の定期的な見直しはもとより、指定管理者制度の導入や民間への業務委託等を推進することにより管理経費の節減・抑制に取り組み、使用料の抑制に努めます。

また、利用者の利便性の向上を図るとともに、各公共施設の情報提供・周知を行い、利用者数の増加を目指します。

(7) 定期的な見直し

市民ニーズや社会情勢の変化による行政サービスの提供方法や、それに要する経費等の変化に応じ、定期的に見直しを行います。

2 対象範囲

原則として全ての使用料・手数料を見直しの対象とし、新たに設定する使用料・手数料についても本方針に基づき料金の検討を行います。

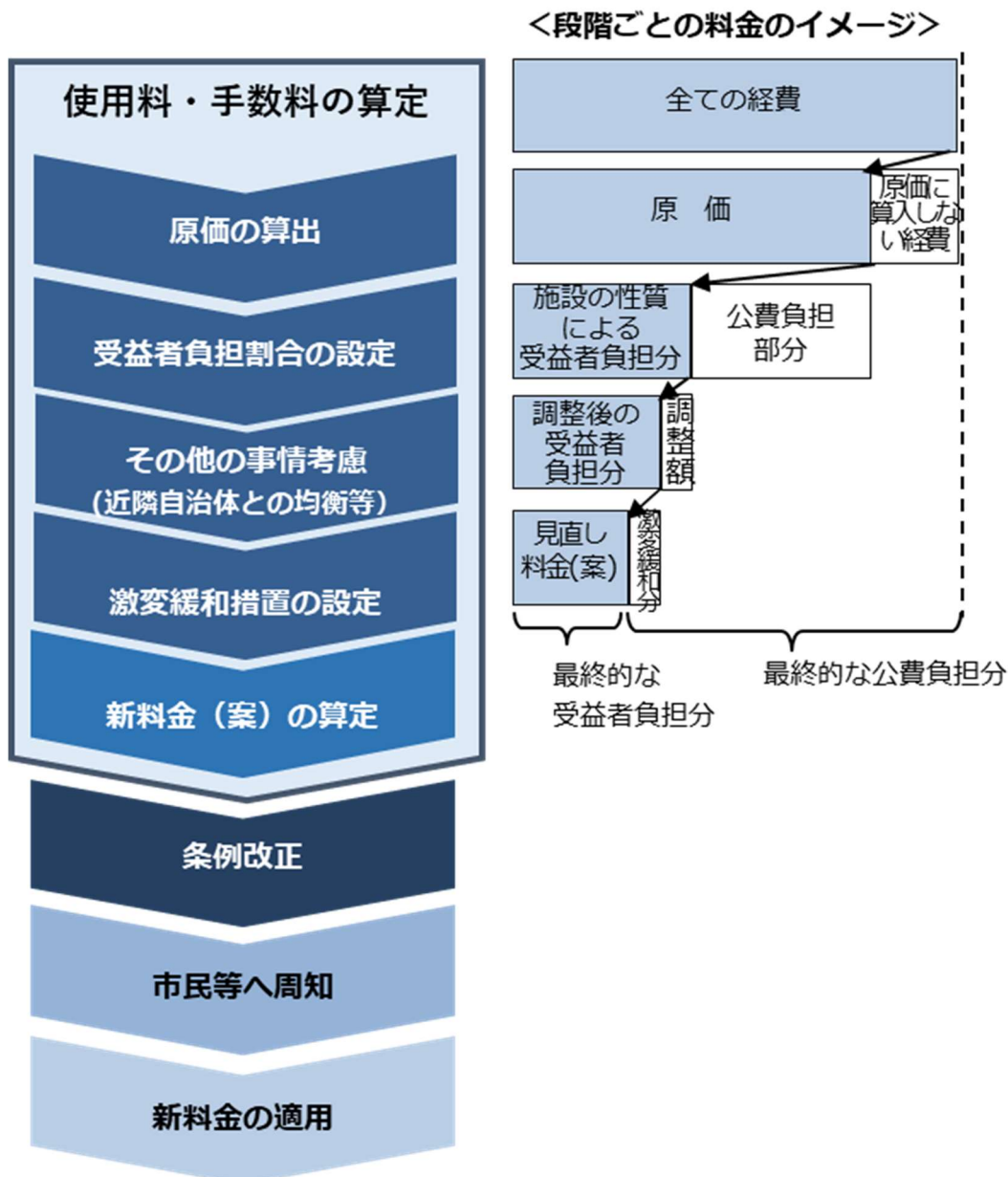
また、これまで使用料を設定していなかった施設や手数料を徴収していないサービス等についても、受益者負担の原則に鑑み、本方針に基づき徴収の可否を検討します。

◎ 適用除外

- ① 法令等で無料と定められている使用料
【例】道路、公園、図書館、義務教育の学校
- ② 法令等で金額や算定基準が定められている使用料・手数料等
【例】市営住宅、戸籍事務証明等
- ③ 独立採算が求められる公営企業に関するもの
【例】水道使用料、下水道使用料

3 見直し手順

使用料・手数料の見直し手順（流れ）は、原則として次のとおりとします。



Ⅱ 使用料

1 受益者負担割合

行政サービスはその目的や性質が多様であるため、施設の性質に応じ、「必需性」及び「市場性」の2つの視点から4つの区分に分類し、利用者及び公費の負担割合を定めます。

【施設の性質別分類の視点】

必需性（公共関与の必要性）		受益者負担
必需的サービス	大半の市民が必要とする施設	小
選択的サービス	個人の価値観や嗜好により必要性の異なる施設	大
市場性（収益性）		受益者負担
市場的サービス	民間でも提供され、または、提供可能で、収益性の高い施設	大
公共的サービス	公共性が高く民間での提供が困難で、収益性の低い施設	小

【施設の性質別分類及び負担割合】

市場的	A-2グループ 【受益者50% 公費50%】 市民の大半が必要とし、民間でも提供されている施設	B-2グループ 【受益者75% 公費25%】 個人の価値観や嗜好により必要性が異なるが、民間でも提供されている施設
	公共的	A-1グループ 【受益者25% 公費75%】 市民の大半が必要とするが、公共性が高く民間での提供が困難な施設
		必需的

※1 公の施設は、住民福祉の増進を目的とし、全ての市民に利用機会を提供するため設置しており、応分の公費負担は必要です。そこで、利用者及び公費の負担割合の標準を50%ずつと設定します(A-2及びB-1グループ)。その上で、必需性及び公共性の高いA-1グループは受益者負担を小さく(25%)設定し、選択制及び市場性の高いB-2グループは受益者負担を大きく(75%)設定します。

※2 負担割合は、市民が施設の設置目的に従って利用した場合であり、目的外使用及び市民以外が利用する場合の受益者負担割合は100%とします。
また、法令等により無料と定められている施設の使用料の公費負担割合は100%とします。

2 原価の考え方

公の施設の維持管理・運営に要する人件費、物件費、減価償却費等の合計額とし、原則として直近3年間の決算額の平均額を用います(土地の取得費、特定の受益者に要した経費等(施設主催の講座開催費用等)は除く。)

3 使用料の算定

(1) 占用利用の場合（貸室、体育館、テニスコート等）

$$\text{使用料} = 1 \text{ 時間あたり使用料原価} \times \text{受益者負担割合}$$

$$1 \text{ 時間あたり使用料原価} = \frac{\text{施設全体の年間算入経費}}{\text{年間利用可能時間} \times \text{目標稼働率}} \times \frac{\text{貸出面積}}{\text{貸出総面積}}$$

(2) 個人利用の場合（プール、トレーニングルーム等）

$$\text{使用料} = 1 \text{ 人あたり使用料原価} \times \text{受益者負担割合}$$

$$1 \text{ 人あたり使用料原価} = \frac{\text{施設全体の年間算入経費}}{\text{年間目標利用者数}}$$

※ 利用料金制度導入施設

利用料金制度を導入し指定管理者により管理運営している施設の利用料金は、市が上限額の見直しを行い条例改正の手続を行った上で指定管理者が設定します。併せて、市は指定管理料を見直す必要があります。

なお、既に基本協定を締結している施設については、原則として、基本協定締結期間中は現行料金のままとし、見直し後の利用料金の適用は新たな基本協定の締結時とします。

Ⅲ 手数料

1 受益者負担割合

手数料は特定の者に提供する行政サービスに要する経費であることから、受益者負担割合を100%とします。

2 原価の考え方

手数料原価は、手数料徴収事務に要する人件費、物件費、減価償却費等の合計額とし、原則として直近3年間の決算額の平均額を用います。

3 手数料の算定

受益者に負担を求める手数料単価は、次のとおり算定します。

(1) 処理時間を基準とする場合（住民票、納税証明書等の発行手数料）

$$\text{手数料} = 1 \text{ 件当たり手数料原価} \times \text{受益者負担割合 (100\%)}$$
$$1 \text{ 件当たり手数料原価} = 1 \text{ 件当たり人件費} + 1 \text{ 件当たり物件費等}$$
$$1 \text{ 件当たり人件費} = 1 \text{ 分当たり人件費} \times 1 \text{ 件当たり処理時間(分)}$$
$$1 \text{ 件当たり物件費等} = \frac{\text{年間算入経費}}{\text{年間処理件数 (直近 3 年間の平均件数)}}$$

(2) 処理量を基準とする場合（一般廃棄物処理手数料）

$$\text{手数料} = 1 \text{ 処理単位当たり手数料原価} \times \text{受益者負担割合 (100\%)}$$
$$1 \text{ 処理単位当たり手数料原価} = \frac{\text{年間算入経費}}{\text{年間処理量 (直近 3 年間の平均処理量)}}$$

Ⅳ 共通事項

1 同種サービスの原価計算

設置目的や用途が同じ施設の使用料原価は、施設ごとの原価を平均したものを全ての施設の原価とすることができるとしてします。また、同種の手数料徴収事務については、特別な事情がない限り料金の統一化を検討します。

2 近隣自治体との均衡

同種のサービスにかかる使用料や手数料は、近隣自治体と著しく差が生じないように、必要に応じ価格の均衡を図ります。

3 改定の対象

料金の改定は、改定料金と現行料金を比較し、おおむね±10%以上の乖離が生じているものを改定の対象とします。

また、料金の改定・設定を行って間もないものは、改定の対象外とします。

4 激変緩和措置

使用料・手数料の額を見直した結果、改定料金が現行料金を大幅に上回る場合は、利用者の負担が急激に増加しないための激変緩和措置として、原則として改定後の料金は現行料金の1.5倍を上限とします。

5 市民への周知

使用料・手数料の改定時には十分な周知期間を設けるとともに、料金改定に当たっては市民の理解と協力が何よりも必要であることから、説明責任の一層の向上に努めます。